

平成29年6月2日

第81回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の
追加について（報告）

第 81 回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

	システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1	こうべ健康いきいきサポートシステム	番号法による情報連携をおこなうため情報項目の追加を行うもの（法令又は制度の改廃に伴う追加）	・統合宛番号	保健福祉局保健所予防衛生課 保健福祉局保健所保健課 こども家庭局こども企画育成部 こども家庭支援課
2	生活困窮者自立支援法にかかる自立支援業務システム	左記システムのソフトウェア（国から提供されたもの）の変更に伴い情報項目が追加されるもの（利用目的が同質の情報項目の追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・初回対応日 ・年齢（自動計算） ・一番お困りのこと ・配慮を希望されることを具体的に書いて下さい ・相談員コメント ・同意欄・同意日 ・支援事業（自立相談支援、家計相談支援） ・プランに関する本人同意・申込署名欄・署名日 ・支援決定確認日 等 34 項目 	保健福祉局生活福祉部 くらし支援課

神保保予第948号
神保保保第320号
神こここ第828号
平成29年5月25日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 保健福祉局保健所予防衛生課
保健福祉局保健所保健課
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	こうべ健康いきいきサポートシステム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成28年12月6日（第77回）
今回追加する項目の 利用開始年月	平成29年6月1日～（本格利用は、平成29年7月中旬頃からの予定）
今回追加する項目の 追加理由	<p>（○）① 法令又は制度の改廃に伴う追加 （ ）② 利用目的が同質の情報項目の追加 （ ）③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、予防接種事務及び母子保健事務においては、平成29年7月から他自治体等との情報連携が行われる予定である。</p> <p>情報連携では、情報セキュリティの観点から制度個人番号（以下「マイナンバー」という）を直接用いることはできず、個人を特定するため庁内独自で付番している統合宛名番号を用い、その統合宛名番号を符号に変換して他自治体等と情報提供ネットワークシステムを通じて通信する。情報提供ネットワークシステムでは通信先の他自治体等が用いる別の符号との紐付けが行われることで、個人を特定しつつ、万一情報連携の過程で情報漏えいも起きても、全国共通で用いられているマイナンバーは特定できないようにしている。</p> <p>そのため、情報連携の対象となる上記事務を扱う「こうべ健康いきいきサポートシステム」の住民データに統合宛名番号を追加する必要がある。</p>
今回追加する情報項目	・ 統合宛名番号

保生く第 360 号
平成 29 年 5 月 29 日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 保健福祉局生活福祉部くらし支援課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙】

システム名	生活困窮者自立支援法にかかる自立支援業務システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成 27 年 2 月 16 日（第 66 回）
今回追加する項目の 利用開始年月	平成 29 年 4 月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>() ① 法令又は制度の改廃に伴う追加 () ② 利用目的が同質の情報項目の追加 () ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>各区くらし支援窓口で使用する「自立支援業務システム（入力・支援ツール）」のソフトウェアが、平成29年4月から「自立支援業務システム（業務支援ツール及び統計ツール）」に変更となり、入力する項目も一部追加となった。</p>
今回追加する情報項目	<p>(1) 相談受付・申込票</p> <p>① 「初回対応日」が追加 ② 「年齢」（生年月日から自動計算） ③ 「一番お困りのこと」 ④ 「配慮を希望されることを具体的に書いて下さい」 ⑤ 「相談員コメント」 ⑥ 「同意欄」及び「同意日」</p> <p>(2) インテーク・アセスメントシート</p> <p>① 「当初相談経路」の欄に「家計相談支援機関がアウトリーチして勧めた」の選択肢が追加 ② 「子ども」の欄で、有の場合、扶養の有無 ③ 「家族の状況」の欄に「子どものことを含む」の文言が追加 ④ 「住居」の欄に、「公営住宅」の選択肢 ⑤ 「通院先」の記載欄に、「診断、症状等」 ⑥ 「家計の収支状況」の欄に、「世帯として月々出て行くお金」 ⑦ 「収入」の欄に、「家計状況」の記載欄 ⑧ 「職業・職歴等」の項目で、「希望職種等」の記載欄 ⑨ 「職業・職歴等」の項目で、「現在の職種」 （「職業」、「業務内容」、「雇用形態」、「勤務年数」、「月収」、「賞与の有無・回数等」 「賞与金額（年間）」 ⑩ 「職歴」欄に、「勤務期間」、「雇用形態」、「月収」、「職業・勤務内容」</p>

<p>追加する情報項目</p>	<p>⑪「アセスメント結果の整理と支援方針の検討」の項目で、「課題のまとめと支援方針」</p> <p>⑫「アセスメント結果の整理と支援方針の検討」のチェック項目で、「介護」「子育て」「被災」が追加</p> <p>(3) 支援経過記録シート</p> <p>①「支援事業（自立相談支援、家計相談支援）」が追加</p> <p>(4) プラン兼事業等利用申込書</p> <p>①「プランに関する本人同意・申込署名欄」及び「署名日」</p> <p>②「支援決定確認日」</p> <p>③「プランの実施に係る関係機関・関係者」欄に、「行政の高齢担当部署」「行政の税担当部署」「行政の保険・年金担当部署」「多重債務等相談窓口」の選択肢</p> <p>(5) 評価シート</p> <p>①「目標の達成状況」の「見られた変化」に、「職場定着」「孤立の解消」「精神の安定」の選択肢</p>
-----------------	--